

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新			旧		
別表			別表		
外国株券等に関する手数料及びその料率			外国株券等に関する手数料及びその料率		
1. 外国株券等			1. 外国株券等		
(1) 外国株券及び外国株式			(1) 外国株券及び外国株式		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a～c (略)	振替 1 件につき <u>140</u> 円	振替手数料	① 一般振替（次の②及び③の振替以外の振替をいう。）の場合  a～c (略)	振替 1 件につき <u>150</u> 円
	② 区分口座間振替等（次の a から c の振替をいう。）の場合  a～c (略)	振替 1 件につき <u>14</u> 円		② 区分口座間振替等（次の a から c の振替をいう。）の場合  a～c (略)	振替 1 件につき <u>15</u> 円
	③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替  (略)	振替 1 件につき <u>70</u> 円		③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替  (略)	振替 1 件につき <u>75</u> 円
(略)			(略)		
(注) 1.・2. (略)			(注) 1.・2. (略)		
(2) (略)			(2) (略)		

(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	① 一般振替(次の②及び③の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>140</u> 円
	② 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>14</u> 円
	③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1件につき <u>70</u> 円
(略)		

(注) 1.・2. (略)

(4) (略)

2. (略)

(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	① 一般振替(次の②及び③の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>150</u> 円
	② 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	振替 1件につき <u>15</u> 円
	③ 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	振替 1件につき <u>75</u> 円
(略)		

(注) 1.・2. (略)

(4) (略)

2. (略)

## 2 附 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

以 上